

地区センター
への期待の声を
聞きました

住民のための地区センターへ



渡邊寛治さん（社会教育委員）

地区センターへの移行に携わり、一番大切にしてきたことは、どうしたら住民たちが暮らしやすくなるのか、施設が使いやすくなるのかということです。

地区センターは、営利目的の使用が可能になり、活用の幅が大きく広がります。現在の公民館まつりのようなイベントに地元の企業が出店するなど、地域の人や団体、会社なども一緒に盛り上がりながら、地域のさまざまな課題を解決していく、住民のための、住民による拠点になってほしいと思います。また、子どもから大人まで多くの人が気軽に訪れ、おやつを食べたりコーヒーを飲んだりしながらくつろぐことができる憩いの場にもなってほしいと思います。

ここが変わる！施設の貸し出しに関する変更点

平成 30 年 4 月 1 日以降に行われる使用申請から、以下のように変わります。詳しくはお問い合わせください。

使用の幅が広がります

次のような営利を目的とした活動や政治活動などで施設を使うことができます。

- ・サークル活動などで制作した作品を展示販売する
- ・企業や個人事業主が商品販売会、展示会、社員研修、採用面接を行う
- ・政党や政治団体が活動報告会、講演会、集会を開く など

定期の休館日が廃止されます

現在休館日となっている毎月第 1 月曜日も開館します（施設の維持管理などで、臨時休館する場合があります）

使用申請の受付期間が変わります

「使用する日の 2 カ月前～2 日前」から「使用する日の 3 カ月前～当日」へ受付期間が拡大します（日曜・祝日・年末年始・窓口受付時間外は今までどおり使用申請の受け付けは行いません）。

使用料が変わります

これまで施設使用料とは別に設定されていた冷暖房費を施設使用料に含めます。

また営利目的や千円を超える入場料を徴収した場合は、一般使用の 2 倍の料金となります。

定期使用団体の登録について

市および各地区センターが定める要件を全て満たす団体は、定期使用団体として登録でき、使用する日の 4 カ月前から申請を行うことができます。登録を受けるには、事前に各地区センターへ届け出が必要です。

地区センターへ変わります



市民の皆さんに身近な公共施設、公民館。その公民館が平成 30 年 4 月から地区センターへ変わります。どのような施設になっていくのか紹介します。

問合先 地域振興課

地域で行われたイベントの様子

新たな地域の拠点 地区センター誕生

本年 9 月の市議会で「可児市地区センターの設置及び管理に関する条例」が可決されました。これにより平成 30 年 4 月 1 日から市内 14 力所の公民館は地区センターとなります。

より使いやすい施設へ

市内の公民館は、これまで主に市民の皆さんの社会教育・生涯学習活動の拠点として利用されてきましたが、その平均稼働率は低く、必ずしも有効に活用されているとはいえない状況です。

そこで市は公民館の有効活用を図るために、可児市社会教育委員など市民の皆さんから現在の公民館についての意見を伺いました。その中で、「公民館は趣味やサークル活動が行われるだけの堅苦しいイメージがある」「気軽に交流できる場になっていない」など、公民館の改善を求める声が上がりました。このような意見を参考に、市民の皆さんの幅広い活動に使ってもらえるよう、地区センターへ移行します。

地域の特色を生かせる施設へ

地区センターへ移行することで、公民館を利用する際の多くの制限がなくなり、施設を幅広い目的で利用できるようになります。特色ある地域活動が行えるようになり、自分たちが住んでいる地域にはどのような課題があるのかを把握し、解決していくための拠点としての役割などが期待されます。地区センターへの移行は地域の皆さんのための施設であるということをより明確にすることであり、地域の皆さんに気軽に利用していただけるような施設としていきます。

地区センターへ移行後も各種講座やレクリエーション、サークル活動などこれまで公民館で行ってきた社会教育・生涯学習に関する活動は継続していきます。なお、連絡所で現在行っている住民票の発行や住民との連絡調整などの業務についても、変更はありません。

施設の貸し出し
の変更点などを
次のページで紹介
します。

